

2021年度しあわせ研究 社会の「スマート化」に対する 法的考察

研究員 荒木泰貴、佐俣紀仁
上代庸平、橋本広大



近年、情報通信技術等の発達により社会の「スマート化」がますます進行しており、新たな技術の発達は新たな法的問題を生ずると考えられます。しかし、そもそも「スマート化」という言葉が何を意味するのかは必ずしも明確でないようにも思われます。そこで、本研究では、地域社会において「スマート化」というスローガンのもとでどのような取組みがなされているのか、「スマート化」の現象面に着目することとしました。

具体的には、福島県会津若松市の取組みを調査することとしました。その理由は、同市は平成25年2月の時点で「スマートシティ会津若松」を標榜し、「スマート化」に対する取組みを開始していたからです（その概要は同市のパンフレット（https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2013101500018/files/smartcity_panphlet2020.pdf）参照）。

同市での取組みの一例として、「会津財布」というスマートフォン向けのアプリケーションがあります。これを用いて、新型コロナウイルスワクチン接種記録を確認するな

どが可能です。いわゆるワクチンパスポートには種々の問題がありうるところですが、自己の接種記録の確認という建て付けにより、公的なワクチンパスポートとは異なった位置付けとなっています。もっとも、個人情報利活用の問題となるため同意を得ることが基本路線と考えられますが、例えば長文の利用規約に同意させることで本当に同意が得られたといえるのかに疑問が残ります。利便性と個人の権利保護の調整をどのように果たすのかが課題となりえます。

また、「会津財布」にはキャッシュレス決済機能も備わっており、地域内経済循環に寄与するものと考えられます。しかし、新たな決済手段との関係では、マネーロンダリング対策が問題となりうるところです。

このように、上記の2つの例だけを見ても、その性質や問題となりうる法的課題は相当に異なっていることが理解されます。

「スマート化」にカテゴライズしうるものは様々であり、従来との違いを正確に分析する視点が必要です。

なお、同市が積極的な取組みをしている要因として、アクセント（株）をはじめとする民間企業や会津大学との連携が挙げられます。会津大学はコンピュータ理工学専門の大学であり、特色ある大学の活躍は本学にも示唆的であると思われる。